

杉並区基本構想 答申

平成24年(2012年)1月

杉並区基本構想審議会

はじめに

杉並区は、昭和7年（1932年）10月、杉並町・井荻町・和田堀町・高井戸町の4町が合併して誕生し、平成24年（2012年）に区制施行80周年を迎えます。関東大震災の後、農村的たたずまいから住宅地へと変貌を遂げ、以来、今日に至るまで良好な住宅都市として発展を続け、現在では人口も54万人を数えるまでに至っています。

その杉並区も、今、大きな時代の変化にさらされています。

21世紀に入り10年余が経過したものの、わが国は、「失われた20年」と言われるように、長期的な経済の低迷から抜け出せない中で、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行しています。杉並区においても、今後10年の間に少子化・高齢化が一層進展することが予測されています。

この間、東京のまちは大きく変貌してきています。杉並区もこうした動向に対応し、本格的なまちづくりに取り組み、まちの魅力や活力を一層高めていく必要があります。

また、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災はわが国に未曾有の被害をもたらし、国民生活や経済に大きな影響を及ぼしました。大震災に伴って発生した原子力発電所の事故は、杉並区をはじめとする各自治体にも、放射能対策やエネルギー問題など様々な課題を投げかけています。

こうした中で、杉並区が良好な住宅都市としてさらに発展していくためには、区民と区が共有する将来像を改めて定めることが必要であると考え、新たな基本構想を策定することとしました。

新たな基本構想では、変化が激しい時代の中で、区民が実現可能性や実効性を感じられるものとなるよう、期間設定を10年としました。また、将来像の実現に向けた5つの目標ごとに、「10年後の姿」と今後10年を通して特に力を注ぐべき「戦略的・重点的な取り組み」を明らかにしています。

基本構想は、区政運営のすべての基本となるものです。これを広く区民と区が共有するとともに、その実現に向けて手を携えて取り組み、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う、質の高い住宅都市杉並を創造していきます。

目 次

1 . 基本構想策定の背景	1
1) 基本構想とは	1
2) 今後10年を展望した杉並区の抱える課題	2
2 . 基本構想の理念	4
3 . 私たちが目指す10年後の杉並	5
1) 将来像	5
2) 5つの目標	5
4 . 取組みの基本的な方向	6
1) 目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち	6
2) 目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち	8
3) 目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち	10
4) 目標4 健康長寿と支えあいのまち	12
5) 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち	14
5 . 基本構想を実現するために	16
1) 参加と協働による地域社会づくり	16
2) 持続可能な行財政運営の推進	17
3) 区民と共に実現する基本構想	18
参考資料	19
1 杉並区基本構想審議会委員名簿	21
2 杉並区基本構想審議会の審議経過	22
3 杉並区基本構想審議会条例	24

1 . 基本構想策定の背景

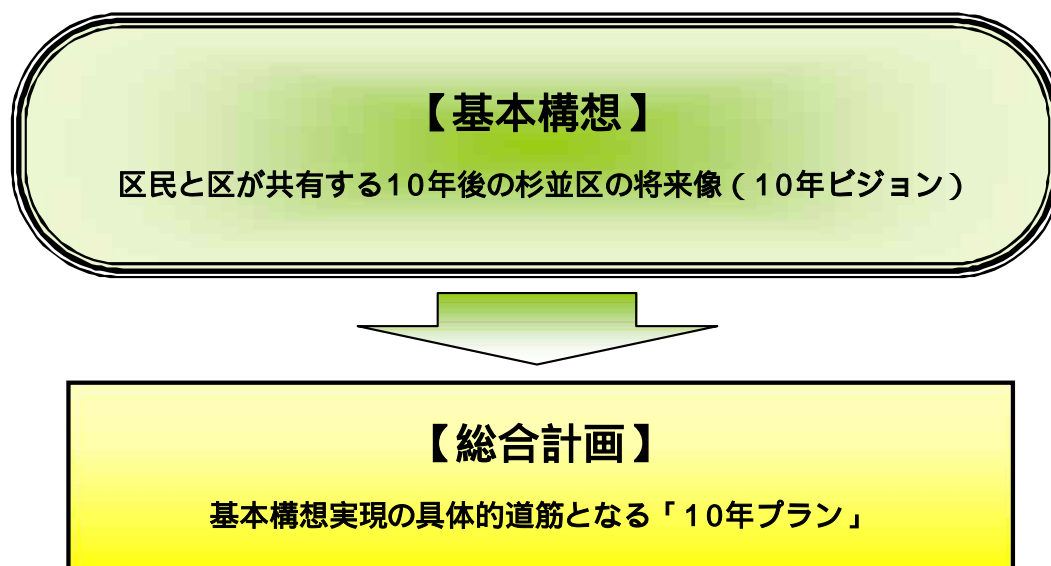
1) 基本構想とは

(1) 区政運営のすべての基本となるもの

- ・基本構想は、杉並区の目指すべき将来像を示すものであり、区民と区が共有し、力をあわせてこれからの杉並区を築いていくための指針です。また、区の計画体系の最上位に位置する、区政運営のすべての基本となるものです。
- ・基本構想に基づき、区は、その実現のための基本的なプランである「総合計画」を策定して取り組んでいきます。

(2) 10年後を見据えた基本構想

- ・これまでの基本構想は、おおむね四半世紀を展望して定められていたため、その内容は比較的抽象的なものにとどまっていた。
- ・現在のように社会情勢の変化が激しい中では、区民が実現可能性や実効性を感じられる構想とする必要があると考え、期間設定は10年(平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)まで)としました。



基本構想と総合計画の概念図

2) 今後10年を展望した杉並区の抱える課題

21世紀に入って10年余が経過し、杉並区を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、10年後を見据えたとき、杉並区は次のような課題を抱え、それらへの対応を迫られています。

(1) 少子化・高齢化の一層の進展

本格的な少子・高齢社会の到来を迎え、高齢者が暮らしやすい社会への備えを進めるとともに、若者や現役世代がいきいきと地域における様々な活動に参加する社会、子どもを産み育てやすい社会をつくっていく必要があります。

- ・杉並区の総人口は、平成12年（2000年）の約51万人が、平成23年（2011年）には約54万人になりました。この間、65歳以上の高齢者は約8万3千人（16.3%）から約10万5千人（19.4%）に増加しました。他方、15歳から64歳までの生産年齢人口や14歳以下の年少人口はいずれも微増で、総人口に占める割合はそれぞれ減少しています。
- ・世帯当たりの人数は1.90人から1.79人へと減少し、核家族化や単身者の増加などによる世帯の小規模化が進んでいます。
- ・今後は急速な少子化や生産年齢人口の減少が見込まれ、また、平成37年（2025年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上になるなど、区民の年齢構成が変化していきます。
- ・これからの10年は、一層進展していく少子化・高齢化に向けた対策を講じるべき期間です。

(2) 変化する東京と杉並のまちづくり

時代の変化に対応した、より質の高い住宅都市としての発展に向け、本格的なまちづくりが求められています。

- ・これまで杉並区は、暮らしやすい良好な住宅都市として発展してきました。しかし、今、周辺地域では、中央線三鷹～立川間の高架化、小田急線や西武池袋線の高架化や地下鉄乗り入れ、中野駅周辺での大規模な拠点整備など様々なまちづくりが進められています。杉並区においても、時代の変化に対応して、都市の魅力や活力を高めていく必要があります。
- ・地域の中では、商店街での空き店舗の増加や空き家率の上昇などといった空洞化現象や、買い物など日常生活での利便性の低下も見られます。
- ・これからの10年は、より質の高い魅力ある住宅都市としての杉並区の発展に向け、地域の多様な特性を活かしたまちづくりに本格的に取り組むべき期間です。

(3) 厳しい財政状況と区立施設の更新

厳しい財政状況の中で、必要な行政サービスを持続的に提供していくため、さらなる行財政運営の効率化や区立施設の再編整備などを進めていく必要があります。

- ・平成20年（2008年）のリーマン・ショック以降の長引く経済不況により、区税収入は減少してきています。一方、こうした経済動向や高齢化の進展などを背景に、福祉関連経費をはじめとして、行政需要の増大が見込まれています。
- ・高度成長期を中心に建設された多くの区立施設が建築後50年以上という更新時期を迎えつつあり、今後、施設の改築や大規模改修などに必要な経費が急増していきます。
- ・これからの10年は、区自ら不断の行財政改革に努めるとともに、東京都や国とも連携しながら区民サービスの向上やまちの活性化等の視点を取り入れた区立施設の再編整備を図るなど、持続可能な行財政運営に向けて総合的に取り組むべき期間です。

(4) 大都市型災害への備え

「災害は必ず起きる」という認識のもと、首都直下地震や都市型水害などへの備えを充実・強化する必要があります。

- ・平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害を与えました。東京においても、帰宅困難者への対応、避難者の住宅や医療体制の確保、さらに福島第一原発事故に伴う放射能対策、そして電力確保などが新たな課題となっています。
- ・今後、首都直下地震や東海地震などの大震災が高い確率で発生することが予測されています。こうした中で、杉並区には、低層木造住宅密集地域を中心に、大震災発生時の火災危険度が高い地域があり、建物の耐震化や不燃化、狭あい道路の拡幅整備などをさらに進める必要があります。
- ・平成17年（2005年）に発生した集中豪雨で多くの浸水被害が出たように、杉並区においても、いわゆる都市型水害対策が重要な課題です。
- ・これからの10年は、こうした課題にいかに向きあい、区民の安全・安心を確保するのが問われています。これまで以上に緊張感を持って、これらの大都市型災害への備えを確かなものにしていくべき期間です。

2 . 基本構想の理念

10年後を見据えた基本構想の策定にあたっては、次の3つをその理念としました。

安全・安心を確保する

- ・東日本大震災は、住民の生命を守る基礎自治体の役割の大切さを改めて提起しました。
- ・平成22年（2010年）11月に区が実施した「基本構想に関する区民アンケート」でも、「災害への備え」、「犯罪の少ないまちづくり」など安全・安心に対する区民の強い関心が示されました。
- ・区は区民と共に、誰もが住宅都市にふさわしい安定した生活が営めるよう、日常でも非常時でも、また、個々の状況に応じた安全・安心をしっかりと確保していきます。

住宅都市杉並の価値を高める

- ・杉並区は、関東大震災以降今日まで連綿と、暮らしやすい良好な住宅都市として発展してきました。現在では人口も54万人を数えるまでに至っており、みどり豊かな住環境をはじめとする杉並らしさを成熟させてきました。
- ・今、急激に変化する時代の中で、近接する自治体では、より活力のある地域社会を目指して様々な取組みを進めています。
- ・区は区民と共に、人を惹きつけるまちの魅力を高めながら、時代の変化の中でも輝き続ける杉並らしさを育て、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える質の高い住宅都市杉並に向けたまちづくりに取り組みます。

支えあい共につくる

- ・杉並区では、多くの区民、団体、事業者といった多様な主体が地域の中で活動しています。
- ・少子化・高齢化が一層進展していく中で、誰もが健やかに豊かに暮らせる地域社会をつくっていくためには、今後ともすべての区民が、お互いを尊重しあいながら地域の一員としての意識を高めつつ、力をあわせて活動していくことが重要です。
- ・区は区民と共に、このような活動やそれを担う人材を育み、地域の力を高め、支えあい共につくる地域社会を築いていきます。

3 . 私たちが目指す10年後の杉並

1) 将来像

基本構想の3つの理念を踏まえ、10年後の杉並区の将来像を、以下のとおりとします。

支えあい共につくる

安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

2) 5つの目標

将来像を実現するために、以下の5つの目標を設定して取り組みます。

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

目標4 健康長寿と支えあいのまち

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

4 . 取組みの基本的な方向

1) 目標 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

地震・風水害等の災害から人々の生命を守り、区民生活や産業などが維持・継続できるまちを築きます。

また、区民が共に支えあい、助けあう地域社会をつくり、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

10年後の姿

災害に強いまちの構造へ改良が進んでいる

- ・老朽化した木造家屋の建替えによる耐震化・不燃化や、災害時に拠点となる施設の耐震化が進んでいる。
- ・災害時の避難や緊急車両の通行が困難な狭あい道路が減少し、まちの延焼を防ぐオープンスペースの確保が進んでいる。

災害時に被害を小さくするための取組みが進んでいる

- ・災害時における情報提供システムや災害時要援護者支援の充実・強化、医療救護体制の充実など、より減災の視点に立った地域の防災対策が進んでいる。

地域の防災力・防犯力が向上している

- ・日常生活の安心感や災害時の安全性を向上させる地域コミュニティと人々のつながりがより強固なものになっている。
- ・自分たちのまちは自分たちで守るという区民の意識や行動力が高まっている。

【取組みの基本的な方向】

(1) 災害に強い防災まちづくりを推進する

- ・地震や風水害等の災害時における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震化や不燃化、道路の拡幅整備、オープンスペースの確保、都市型水害対策など、まちの安全・安心を確保する防災まちづくりを推進します。

(2) より減災の視点に立った防災対策を推進する

- ・災害時に一人でも多くの区民の生命を守るため、ICT（情報通信技術）の活用などによる情報の提供や災害時要援護者を支援する仕組みの充実・強化、震災救援所や医療救護体制の充実、実効性の高い防災訓練の実施など、より減災の視点に立った防災対策を推進します。

(3) 地域の絆を強め、防災力と防犯力が高い地域社会を形成する

- ・防災・防犯には、区民一人ひとりの自助の取組みはもちろんのこと、地域における共助の取組みが重要となります。このため、多くの区民、団体、事業者による協働の力で地域の絆を強め、支えあい、助けあう地域社会づくりを進めます。

【戦略的・重点的な取組み】

倒れにくく燃えにくい、防災住宅都市づくり

- ・災害時に拠点となる震災救援所周辺をはじめ、まちの耐震化や不燃化、延焼遮断帯となる道路及び沿道区域の整備、低層木造住宅密集地域の解消を強力に進めます。
- ・狭あい道路の解消や大規模なオープンスペースの確保に向けて積極的に取り組みます。
- ・災害時の緊急輸送や救助・復興を確保する広域幹線道路のネットワーク形成に向け、東京都や国への積極的な働きかけを行います。

いざというときの災害時要援護者への支援

- ・高齢者・障害者や医療を必要とする人、乳幼児を抱える家庭など、災害時要援護者を地域ぐるみで継続的に支える災害時の支援の仕組みを充実・強化します。

2) 目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う快適で利便性の高い魅力的なまちづくりを進め、質の高い住宅都市を築きます。

また、地域の多様な特性に応じたにぎわいや活力と良好な住環境が調和した居心地の良いまちを目指します。

10年後の姿

暮らしの核となる多様な拠点づくりが進んでいる

- ・ 駅周辺など地域特性に応じたまちづくりが進み、まちのにぎわいと活力が生まれている。
- ・ 人々の交流やつながりが深まり、多くの人々が訪れたいような地域の核となる多様な拠点づくりが進んでいる。

高齢になっても障害があっても人々がまちに出て交流している

- ・ 道路ネットワークの改善や交通アクセスの整備などが進み、高齢になっても障害があっても人々がまちに出て交流している。
- ・ 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン（あらかじめ、誰もが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方）によるまちづくりが進み、人々が快適にまちを楽しんでいる。

地域の特性を活かした産業・経済活動が活発化している

- ・ 医療・福祉などの生活支援産業やアニメ産業、ICT（情報通信技術）を活用した情報関連産業などが成長している。それらを支える現役世代への就労支援や地域の人材育成の取組みが進んでいる。
- ・ 文化施設や福祉施設などと連動した商店街の活性化や都市型農業の推進など、地域の特性を活かした経済活動が活発化している。

【取組みの基本的な方向】

(1) 利便性が高く快適な都市機能を整備する

- ・ 都市計画道路の整備にあたっては、優先順位を付けて南北交通を改善するなど、都市基盤の着実な整備を図ります。

- ・施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの建物や都市空間の整備、小回りの効くコミュニティバスなどによる交通アクセスの整備、自転車の安全な利用のための環境整備を進め、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

(2) 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくりを進める

- ・交通拠点である駅周辺を核として、地域ごとの様々な魅力が連携しあう多心型の都市構造の実現に向けたまちづくりを進めます。
- ・各地域の歴史・文化・自然環境などの特性や、商店街や町会をはじめとする様々な団体・個人が持つ長所など、それぞれの地域の強みを活かして多様な魅力のあるまちを創造します。また、多くの来訪者を惹きつけるまちの魅力や個性を区内外に情報発信します。

(3) 地域の特性を活かし、将来を見据えた産業を振興する

- ・「座・高円寺」のような文化施設や福祉施設などと連動した商店街の活性化、医療・福祉などの生活支援産業の充実、ICT（情報通信技術）を活用した情報関連産業の創出、都市型農業の推進など、地域の特性を活かし、将来を見据えた産業の振興や経済活動の活性化を促進・支援します。
- ・同時に、現役世代への就労支援や地域の人材を育成する取組みを進め、区内の産業・経済活動を支援します。

(4) 住環境と調和したまちづくりを進める

- ・現在の住宅を中心とした市街地の特色を守り発展させながら、豊かな生活を実感できる街並みや住環境を創出するとともに、住環境と調和した暮らしやすく魅力的なまちづくりを進めます。

【戦略的・重点的な取組み】

荻窪駅周辺まちづくりと多心型まちづくり

- ・区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺地区については、南北分断の解消と都市機能のさらなる強化を図ることにより、杉並の「顔」としてのまちづくりを積極的に推進します。
- ・駅周辺の整備にあわせて、商業の活性化や人々が集う催し、施設整備を図るなど、各地域の特性を活かした多様な魅力がある多心型のまちづくりを進めます。
- ・こうしたまちづくりと連動させながら、活力ある区内産業の振興を図ります。

誰もが移動しやすいまちづくり

- ・ユニバーサルデザインによるまちづくりとコミュニティバスなどによる交通アクセスの整備を進め、誰もが移動しやすいまちづくりを推進します。

3) 目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

再生可能エネルギーの利用や省エネルギー・省資源対策の推進を通して、人と地球にやさしい住宅都市を築きます。

また、豊かなみどりを守り育て、うるおいのあるまちを目指します。

10年後の姿

環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちづくりが進んでいる

- ・再生可能エネルギーの利用が拡大し、省エネルギー対策、資源の有効活用が進んでいる。

自然環境と人の営みが共存するまちの形成が進んでいる

- ・屋敷林や農地などの民間のみどり、街路樹や公園などの公共のみどり、河川沿いの水辺環境を守り育み、それらをつなげたみどりのネットワークづくりが進んでいる。

環境に関する様々な取組みや自発的な行動が盛んになっている

- ・誰もが環境の視点で考え、共に行動する意識と気運が高まり、区民、団体、事業者が環境に関する取組みや行動を盛んに行っている。

【取組みの基本的な方向】

(1)再生可能エネルギーを活用した住宅都市をつくる

- ・東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機に、エネルギー政策の転換が国を挙げての大きな課題となっています。区においても、再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくりを積極的に進めます。また、省エネルギー対策、資源の有効活用を一層推進します。
- ・病院や公共施設など住民の生命と生活を支える施設のエネルギー確保は重要な課題です。区においても、災害時に拠点となる区立施設などにおける再生可能エネルギーの利用拡大と自家発電能力の向上に取り組みます。

(2)ゆとりとうるおいを実感できるみどりをつなげる

- ・美しい景観やうるおいのある都市環境の保全・創出に加え、防災上の観点からも、区内の公園、農地や企業グラウンドなどの様々なみどりやオープンスペースをつなげ、みどりのネットワークを築きます。あわせて、多様な生物が生育できるうるおいと安らぎのある水辺環境を保全・創出します。

(3)一人ひとりが環境づくりの主役になる

- ・今後の電力不足などに対応し、環境にやさしい住宅都市を築くためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源やみどりの創出などに取り組むことが重要です。区民や地域の団体、事業者が、より主体的に環境に関する多様な取り組みや行動を行えるよう、積極的に支援します。

【戦略的・重点的な取組み】

再生可能エネルギーの活用などによる環境住宅都市づくり

- ・環境にやさしい住宅都市を目指し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・拡大や省エネルギー・省資源対策を強力に進めます。

みどりの拠点整備とネットワークづくり

- ・都市計画高井戸公園など大規模な公園・緑地の整備と、杉並の貴重な財産である屋敷林や農地などの保全に取り組みます。
- ・これらのみどりのネットワーク化を図り、うるおいのある都市環境を創出します。

4) 目標4 健康長寿と支えあいのまち

一人ひとりが自分の個性を発揮して活動できるよう、居場所とつながりがあるまちを築きます。

また、すべての区民が孤立せず、共に支えあいながら、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

10年後の姿

健康長寿を支える取組みが進んでいる

- ・誰もが気軽に参加できる様々な健康づくりの機会と場の整備が進んでいる。
- ・地域医療の体制や健康と安全に関する相談支援の体制が充実している。

いきいきと生活できる環境や仕組みが整ってきている

- ・区民が、年齢や心身の状態にかかわらず、能力や状況に応じて自分の力を発揮し、それが個人の健康長寿や地域コミュニティの形成につながっている。

支援が必要な人に対する安心の仕組みが整ってきている

- ・高齢者や障害者など介護や援助が必要な人も、家族がいる人もいない人も、地域で安心して暮らしていける仕組みづくりが進んでいる。

【取組みの基本的な方向】

(1)健康でいきいきと暮らせる仕組みを整える

- ・誰もが参加できる、心と体の健康づくりの機会と場を整備します。
- ・定期健診などを通して、一人ひとりが自分で自分の健康を守っていく仕組みを整備します。
- ・食の安全確保や感染症予防などの健康危機管理対策を進めます。また、放射能対策にも取り組みます。
- ・関係機関と調整して、地域医療体制の充実を図ります。

(2)共に支えあう関係をつむぐ

- ・年齢や性別、障害の有無や立場を越えてお互いが理解しあえるよう、心のバリアフリーを推進します。
- ・孤立の防止や参加の促進、居場所づくりにつなげるため、これまでの地域のかかわりに加え、同じ興味や関心、同じ経験や課題を持つ人同士のつながりを重視し、多種多様な縁による地域づくりを推進します。また、人と人とをつなげる仕組みや、必要な情報を容易に入手できる仕組みを構築します。
- ・高齢になっても障害があっても就労や社会参加などにより自分の力が発揮できるよう、参加しやすい場づくり・つながりづくりを進めます。

(3)地域で安心して生活できる環境をつくる

- ・一人でも地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携を強化し、質の高い介護・福祉サービスの基盤を整備します。
- ・在宅生活に支援が必要な人のための多様な「住まい」の整備や支援体制の充実を進めます。また、在宅生活が困難になった人が安心して入所できる特別養護老人ホームなどの施設の整備に努めます。
- ・高齢になっても障害があっても自分らしく生きていけるよう、きめ細かな日常の生活支援や権利擁護の制度を推進します。
- ・医療や生活に不安がある人に、地域の関係機関と連携して必要な支援ができる体制（人材育成・場の確保）を整備します。

【戦略的・重点的な取組み】

地域で孤立することのない仕組みづくり

- ・一人暮らしの人や隣近所とのつきあいが少ない人でも孤立せずに安心して日常生活を送れるよう、従来の地域での地縁的かかわりに加えて、同じ興味や関心によるつながりを重視し、区民が様々な縁によりつながる仕組みづくりを推進します。

安心の在宅生活を支える医療・介護基盤の整備

- ・医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につなげる仕組みづくりを推進するとともに、地域での生活を続けられるよう、地域ぐるみで支える在宅サービスの充実や施設整備を図ります。

5) 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

地域における多様なつながりの中で、心豊かで自立心を持った「次代を担う人」を育むまちを築きます。

また、誰もが文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむことのできる環境を備えたまちを目指します。

10年後の姿

仕事と子育ての両立を支援する環境づくりが進んでいる

- ・すべての子どもへの良質な成育環境が整ってきている。
- ・地域の持つ豊かな子育て力・教育力を活かし、地域で子どもの育ちと子育てを家庭を応援するまちづくりが進んでいる。

子どもたちの心豊かな成長を支える学習環境が整ってきている

- ・一人ひとりの子どもの成長や発達段階に応じた質の高い学習環境が整ってきている。
- ・子どもたちの成長を支援する家庭・地域・学校の連携・協働が進んでいる。

文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむ環境と仕組みづくりが進んでいる

- ・誰もが世代や性別、国を越えた様々な人々とかかわる中で、文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しんでいる。また、それらの経験・成果を循環・継承する地域社会づくりが進んでいる。
- ・若者や現役世代が意欲的に地域における様々な活動に参加できる環境が整ってきている。

【取組みの基本的な方向】

(1) 子どもの育ちと子育てを応援する

- ・子どもを育てるすべての家庭や保護者が、孤立せずに安心して子育てができるよう、悩みを日常的に相談したり話しあえる場を設けるなど、子どもの育ちと子育てを地域で支えあう仕組みづくりを進めます。
- ・幼保一体化を含む保育施策や放課後児童対策の拡充を図るなど、働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくりまします。

- ・子どもを孤立と虐待から守るとともに、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援を進め、子育てセーフティネットを整備します。
- ・社会とのかかわりを自覚しながら健やかに成長できるよう、青少年や若者の自立を促し、社会参加を促進する取組みを進めます。

(2) 質の高い学校教育を推進する

- ・学んだことを次につなげ、さらに伸ばしていくとともに、一人ひとりの子どもの心身の成長や発達段階にきめ細かく応じた、質の高い教育を推進します。
- ・子どもの生きる力を培うため、世代間や異文化との交流、ボランティア活動など、様々な人とのかかわりを大切にした特色ある教育活動を積極的に推進します。

(3) 家庭・地域・学校の連携と協働を一層進める

- ・子育て・教育・文化など多岐にわたる地域の力を活かし、子どもたちの成長と学びを支えるための家庭・地域・学校の連携と協働を一層進めます。また、学校を核とした地域コミュニティの充実を図ります。
- ・子どもたちと地域の様々な人々がかかわりあいながら、健やかな成長や文化に触れる喜びを感じられる取組みを推進するとともに、その成果が継続・循環していく仕組みを整えます。

(4) 多様な文化の共生社会と生涯学習社会を築く

- ・文化・芸術の振興を図るとともに、グローバル社会の進展を踏まえて、日本の伝統と文化への理解を深め、多様な文化が共存・発展する共生社会を築いていきます。
- ・若い世代から高齢者まで区民一人ひとりが学習やスポーツを通して自己実現を図り、区民相互に学びあい、成長する生涯学習の機会の整備を進めます。
- ・人々の豊かな生活と活動の基礎となる平和を守り、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みを推進します。また、男女共同参画の観点から、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した社会環境づくりを進めます。

【戦略的・重点的な取組み】

子どもの成長と学びへの切れ目のない支援

- ・一人ひとりの子どもの成長・発達や家庭の状況に応じて、必要な支援を切れ目なく受けられるようにします。
- ・家庭・地域との連携・協働のもと、子どもの学びの連続性を重視するとともに、個に応じたきめ細かな対応で、質の高い学校教育を推進します。

文化・芸術や生涯学習・スポーツの基盤と環境の整備

- ・杉並に暮らし、集うすべての人々の学びと活動・創造・発信の場として、文化・芸術や生涯学習・スポーツの振興に向けた基盤と環境の整備を進めます。

5 . 基本構想を実現するために

1) 参加と協働による地域社会づくり

(1)区民の参加による地域社会づくりの推進

- ・区民が、それぞれの立場で主体的に地域のことににかかわることができるよう、区民の参加意識の一層の醸成を図るとともに、そうした活動の活性化に向けた支援を積極的に行います。
- ・こうした取組みを通して、区民の区政への参加の拡大を図り、区は区民と共に、身近な地域の課題に地域ぐるみで連携して取り組む地域社会づくりを進めます。

(2)協働による多様な公共サービスの提供と人材育成

- ・支えあいの地域社会の基盤として、区民やNPO、地域団体等が主体的に地域の様々な課題について相互に連携・協力して活動する環境を整備します。
- ・また、参加と協働による地域社会づくりを担う人材の育成に努めます。
- ・こうした取組みを通して、区が提供する公共サービスにとどまらず、区民等との協働による多様な公共サービスの提供の可能性を拡げていきます。

(3)参加と協働を支えるコミュニケーションの充実

- ・参加と協働による地域社会づくりを推進するため、必要な時に必要な情報が届くよう、区が積極的に環境整備を進めるとともに、区自らの情報発信の充実を図ります。
- ・情報伝達手段としてのソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの活用は、区民と区との情報の共有や参加のための手段として、また、人々の交流・つながりを盛んにしていく観点からも、今後の重要な課題です。そのため、区の情報提供体制の整備を図り、ICT（情報通信技術）の進化に対応した様々な情報伝達手段を積極的に活用して情報発信を行います。同時に、ICTを利用できないなど様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供に努めます。

2) 持続可能な行財政運営の推進

(1) 必要なサービスの提供を可能とする行財政運営

- ・最近の経済動向や今後の少子化・高齢化の進展などから、区の財政は今後とも厳しい状況が続くことが推測されます。そのような中で、これからは、効率的な行政の推進とともに、財政の健全化を確保しながら、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な行財政運営を推進します。

(2) 創造的で効率的な自治体経営

効率的な行政の推進

- ・限られた財源の中で、今後の新たな行政需要に的確に対応するため、不断の行財政改革を進めるとともに組織横断的な取組みに努め、創造的で効率的な自治体経営を推進していきます。また、新たな事業の実施にあたっては、その効果等を見極めつつ進めます。

活力ある組織と人材育成

- ・活力ある区役所を築いていくため、職員の経験・技術の継承に留意しつつ、中長期的な視点で戦略的な組織運営を行います。
- ・区民とのコミュニケーションを通して、地域の課題を解決する企画立案能力や調整能力を有した職員の育成に努めます。

区立施設の再編整備

- ・多くの区立施設が更新時期を迎える中で、施設の効率的運用、住民の利便性の向上、まちの活性化という3つの視点を基本に、施設の複合化や再配置などを多角的に検討していきます。
- ・こうした取組みを着実に進めるため、区の財産のみならず、東京都や国の財産の有効活用を図ることも視野に、東京都や国との十分な連携に努めます。

(3)分権型時代における自治体運営

自治・分権の推進

- ・平成12年(2000年)4月の特別区制度改革、地方分権一括法の施行、さらには、平成23年(2011年)8月の地域主権改革関連法の施行という一連の地方分権改革の進展に伴って、区の責任と役割は増大してきました。こうした分権型時代にあって、区は、区民に最も身近な基礎自治体として、より自立した自治体運営を推進します。
- ・他方で、今日においても、国から地方への税財源移譲の問題は未だ解決していません。また、都区の事務配分のあり方などが課題となっている都区制度改革も道半ばの状況にあります。区は、区の自主的・自律的な行財政運営を可能とする真の自治・分権改革の実現と今後の都区制度改革の推進に取り組みます。

隣接区市などの他自治体及び東京都・国等との連携・協力

- ・区民の生活は、区内だけで完結しているわけではありません。しかし、これまで隣接自治体と相互に協力してサービスの向上を図ることは、あまり行われてきませんでした。暮らしやすい地域社会をつくるため、隣接自治体との連携・協力を進め、区民サービスのさらなる向上を図ります。
- ・東日本大震災後の対応においては、基礎自治体による被災地への物的・人的支援や避難者の受入れなどの災害援助が有効に機能しました。この経験を踏まえ、今後は、基礎自治体相互の連携・協力の充実により一層努めます。
- ・まちづくりについては、同じ公共サービスの担い手として、これまで以上に東京都や国との連携・協力した取組みを進めます。
- ・創造的な施策や事業を進めるため、区内の大学などの教育研究機関等との連携・協力を積極的に進めます。

3) 区民と共に実現する基本構想

- ・基本構想を実現するためには、区民と共にその達成度を確認しながら取り組むことが大切です。そのため、基本構想に基づく総合計画の進捗状況を毎年公表するとともに行政評価制度の充実を図るなど、区民参加の取組みを進めます。

参 考 資 料

- 1 杉並区基本構想審議会委員名簿
- 2 杉並区基本構想審議会の審議経過
- 3 杉並区基本構想審議会条例

1 杉並区基本構想審議会委員名簿

	区 分	氏 名	所属等	所属部会等				
				第1部会	第2部会	第3部会	調整部会	起草委員会
1	区 民	今井 千夏	公募					
2	区 民	今村 国治	杉並区町会連合会 会長					
3	区 民	宇田川 紀通	東京商工会議所杉並支部 会長					
4	区 民	北原 理良子	公募					
5	区 民	京極 高宣	社会福祉法人 浴風会 理事長					
6	区 民	佐藤 信	杉並区文化協会 理事					
7	区 民	柴田 豊幸	公募					
8	区 民	高橋 新一郎	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 顧問 平成 24年1月1日まで委嘱					
9	区 民	高橋 英登	社団法人 東京都杉並区歯科医師会 会長					
10	区 民	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長					
11	区 民	土屋 隆一	公募					
12	区 民	手塚 佳代子	公募					
13	区 民	内藤 一夫	杉並区商店会連合会 副会長					
14	区 民	波部 泰三	公募					
15	区 民	早坂 徹	東京衛生病院 院長					
16	区 民	舩越 公道	杉並区体育協会 会長					
17	区 民	古屋 洋子	公募					
18	区 民	前田 考歩	公募					
19	区 民	松原 宏武	東京中央農業協同組合 代表理事副組合長					
20	区 民	若林 由美子	杉並区立小学校 P T A 連合協議会 前会長					
21	区議会議員	岩田 いくま	杉並区議会議員 平成23年6月5日まで委嘱					
	区議会議員	大泉 時男	杉並区議会議員 平成23年6月5日まで委嘱					
	区議会議員	小川 宗次郎	杉並区議会議員 平成23年6月5日まで委嘱					
	区議会議員	小松 久子	杉並区議会議員					
	区議会議員	島田 敏光	杉並区議会議員					
27	区議会議員	鈴木 信男	杉並区議会議員 平成23年6月5日まで委嘱					
	区議会議員	藤本 なおや	杉並区議会議員 平成23年6月5日まで委嘱					
	区議会議員	河津 利恵子	杉並区議会議員 平成23年6月6日から委嘱					
	区議会議員	佐々木 浩	杉並区議会議員 平成23年6月6日から委嘱					
	区議会議員	関 昌央	杉並区議会議員 平成23年6月6日から9月30日まで委嘱					
	区議会議員	原田 あきら	杉並区議会議員 平成23年6月6日から委嘱					
	区議会議員	脇坂 たつや	杉並区議会議員 平成23年6月6日から委嘱					
28	学識経験者	池田 祥子	こども教育宝仙大学 学長					
29	学識経験者	伊藤 滋	早稲田大学 特命教授					【審議会会長】
30	学識経験者	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部 教授					【審議会副会長】
31	学識経験者	奥 真美	首都大学東京都市教養学部都市政策コース 教授					
32	学識経験者	古谷野 亘	聖学院大学人間福祉学部 教授					
33	学識経験者	竹内 文生	国立看護大学校看護学部 教授					
34	学識経験者	日端 康雄	慶應義塾大学 名誉教授					
35	学識経験者	藤井 耐	高千穂大学 理事長					
36	学識経験者	松井 望	首都大学東京都市教養学部都市政策コース 准教授					
37	学識経験者	三輪 建二	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科人間科学系 教授					

2 杉並区基本構想審議会の審議経過

(1) 審議会

回	開催日	主な議事
第1回	平成22年 12月 14日	委員委嘱、会長選出、副会長指名、今後の進め方について
第2回	平成23年 1月 21日	10年後の杉並区の課題、部会設置について
第3回	平成23年 3月 16日	10年後の杉並区の課題、部会構成について
< 各 部 会 で の 審 議 >		
第4回	平成23年 7月 26日	部会報告、起草体制について
< 調 整 部 会 で の 審 議 >		
第5回	平成23年 9月 5日	基本構想の構成について
< 起 草 委 員 会 で の 審 議 >		
第6回	平成23年 10月 14日	答申案たたき台について
第7回	平成23年 10月 25日	答申案について
< 答申案に係るパブリックコメントの実施 >		
< 調 整 部 会 で の 審 議 >		
第8回	平成24年 1月 17日	答申について

(2) 部会

第1部会【まちづくり・産業・環境】

回	開催日	主な議事
第1回	平成23年 4月 15日	検討テーマ、今後の進め方について
第2回	平成23年 4月 26日	まちづくり、産業について
第3回	平成23年 5月 13日	環境、防災・防犯について
第4回	平成23年 5月 26日	検討テーマ全般について
第5回	平成23年 6月 28日	まとめの議論、部会報告について

第2部会【保健・福祉・医療】

回	開催日	主な議事
第1回	平成23年 4月 15日	検討テーマ、今後の進め方について
第2回	平成23年 4月 26日	健康について
第3回	平成23年 5月 13日	参加について
第4回	平成23年 5月 26日	生活支援について
第5回	平成23年 6月 23日	まとめの議論、部会報告について

第3部会【教育・子育て・文化】

回	開催日	主な議事
第1回	平成23年 4月 18日	検討テーマ、今後の進め方について
第2回	平成23年 4月 26日	検討テーマについて
第3回	平成23年 5月 17日	学齢期以降の教育、地域の力について
第4回	平成23年 5月 27日	子育て・子育て、地域の力について
第5回	平成23年 6月 21日	まとめの議論、部会報告について

調整部会

回	開催日	主な議事
第1回	平成23年 5月 31日	第1～第3部会の審議状況、部会報告のまとめ方について
第2回	平成23年 6月 7日	協働について
第3回	平成23年 7月 19日	行財政運営、部会報告のまとめについて
第4回	平成23年 8月 28日	基本構想の構成について
第5回	平成23年 12月 26日	基本構想答申案に係るパブリックコメントへの対応について

起草委員会

回	開催日	主な議事
第1回	平成23年 9月 16日	答申案の構成について
第2回	平成23年 9月 22日	答申案たたき台について
第3回	平成23年 9月 27日	答申案たたき台について
第4回	平成23年 10月 4日	答申案たたき台について

(3) 答申案に係るパブリックコメントの実施

実施期間

- ・平成23年11月11日(金)～12月10日(土)

答申案の公表方法

- ・広報すぎなみ11月11日特集号、区ホームページ
- ・答申案の閲覧（企画課、区政資料室、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館）

説明会の開催

開催日時	場 所	参加者数
平成23年 11月 19日 午前10時	区役所	38人
平成23年 11月 20日 午後2時	高井戸小学校	18人
平成23年 11月 22日 午後7時	西荻地域区民センター	37人

意見提出実績

- ・合計125件（個人120件、団体5件）、延べ353項目

答申案の修正箇所

- ・パブリックコメントによる修正 4箇所
- ・その他の修正 3箇所

3 杉並区基本構想審議会条例

平成 22 年 10 月 8 日

平成 22 年杉並区条例 25 号

(設置)

第 1 条 杉並区の基本構想を策定するため、区長の附属機関として、杉並区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の基本構想の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 37 人以内をもって組織する。

- 一 区民 20 人以内
- 二 区議会議員 7 人以内
- 三 学識経験者 10 人以内

2 委員の任期は、前条の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長一人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第 6 条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第三条第一項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前二項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第 7 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。

(以下省略)

